

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月22日

【事業年度】 第31期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 アクセルマーク株式会社

【英訳名】 AXEL MARK INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松川 裕史

【本店の所在の場所】 東京都中野区本町一丁目32番2号

【電話番号】 03-5354-3351

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 村上 嘉浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区本町一丁目32番2号

【電話番号】 03-5354-3351

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 村上 嘉浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	2,895,373	2,784,797	-	-	-
経常損失() (千円)	713,521	623,501	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	1,200,326	825,066	-	-	-
包括利益 (千円)	1,204,630	826,287	-	-	-
純資産額 (千円)	281,513	171,939	-	-	-
総資産額 (千円)	1,932,378	815,961	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	45.71	25.93	-	-	-
1株当たり当期純損失 () (円)	232.35	125.49	-	-	-
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.3	21.7	-	-	-
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	498,798	660,062	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	274,572	71,207	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,147,107	126,598	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,114,615	256,746	-	-	-
従業員数 (外書、平均臨時 従業員数) (人)	112 (8)	48 (4)	- (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 第27期の親会社株主に帰属する当期純損失の大幅な増加は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等によるものであります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率、株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
5. 第29期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第29期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月
売上高 (千円)	2,835,548	2,784,797	2,655,681	2,671,554	2,144,815
経常利益又は 経常損失() (千円)	652,646	624,284	41,596	10,274	100,621
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,132,118	825,539	74,621	100,629	102,421
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,221,021	1,407,992	492,818	217,178	61,145
発行済株式総数 (株)	6,027,900	6,817,700	9,449,500	10,571,500	10,646,300
純資産額 (千円)	281,169	172,756	691,870	935,130	854,087
総資産額 (千円)	1,932,112	815,239	1,711,446	1,560,513	1,422,460
1株当たり純資産額 (円)	45.65	26.05	72.64	87.89	79.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	219.14	125.56	9.70	10.24	9.63
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	7.32	-	-
自己資本比率 (%)	14.2	21.8	40.1	59.5	59.5
自己資本利益率 (%)	-	-	29.3	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	52.18	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	13,593	93,535	172,862
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	89,125	7,461	162,208
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	812,117	500	1,012
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	1,138,600	1,240,097	906,037
従業員数 (外書、平均臨時 従業員数) (人)	112 (8)	48 (4)	36 (2)	32 (1)	36 (1)
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ 指数) (%)	52.9 (81.3)	30.8 (113.8)	40.0 (104.6)	30.3 (64.5)	20.3 (67.7)
最高株価 (円)	1,214	1,007	780	607	420
最低株価 (円)	372	247	247	299	230

- (注) 1. 第27期の当期純損失の大幅な増加は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等によるものであります。
 2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 3. 第27期、第28期、第30期及び第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 4. 第27期、第28期、第30期及び第31期の自己資本利益率、株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月

4日以降は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

7. 第28期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第28期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 第29期、第30期及び第31期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1994年3月	東京都千代田区東神田にキャラクター商品の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理(プロパティ事業)を目的とした、株式会社マッキナを設立(資本金10百万円)
1997年12月	株式会社ハイジに商号変更
2000年3月	株式会社セプテーニ(注1)への第三者割当増資を実施し、同社のグループ会社(注2)となる
2000年4月	本店を東京都新宿区西新宿に移転
2001年1月	コンテンツ事業を開始
2002年11月	広告事業を開始
2005年9月	株式会社ハイジを存続会社として、株式会社ピュアクリック、株式会社HRIを吸収合併
2005年11月	アクセルマーク株式会社に商号変更
2008年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2009年4月	メディアプランニング事業(広告事業より名称変更)を、新たに設立した100%子会社、株式会社メディアグロウへ会社分割により事業承継
2009年9月	株式会社メディアグロウの全株式を、株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却
2011年10月	当社を存続会社として、エフルート株式会社を吸収合併(注3) 同社の広告事業及びソーシャルゲーム事業を承継し、同社の子会社である、エフルートレックス株式会社(注4)及びエフルート・モバイル・テクノロジー株式会社(注5)を連結の範囲に取り込む。
2012年6月	株式会社インディソフトウェアの株式を取得し、子会社化
2012年8月	株式会社ディー・エヌ・エーと戦略的提携
2012年9月	当社子会社である、エフルートレックス株式会社と株式会社インディソフトウェアが合併(注4)
2013年8月	当社子会社である、アクセルビート株式会社を解散
2013年10月	ゲーム事業(ソーシャルゲーム事業より名称変更)を当社子会社であるアクセルゲームスタジオ株式会社に集約
2014年4月	当社子会社である、アクセルゲームスタジオ株式会社がネイティブアプリ開発を目的とした株式会社Interrapsを設立
2015年3月	当社子会社である、アクセルゲームスタジオ株式会社が同子会社である株式会社Interrapsを解散
2015年5月	Game Creator Incubation有限責任事業組合を設立
2016年9月	コンテンツ事業をアサップネットワーク株式会社へ事業譲渡
2017年10月	and Experience事業を開始
2018年3月	KLab株式会社と資本業務提携
2018年6月	当社子会社である、Game Creator Incubation有限責任事業組合を解散
2018年12月	当社子会社である、アクセルゲームスタジオ株式会社を吸収合併(注6)
2019年2月	IoT関連サービスを開始
2020年9月	ゲーム事業を承継する株式会社アクセルマークプラスを新設分割により設立し、その全株式を株式会社オルトプラスへ売却
2021年5月	ヘルスケア分野に参入、IoTヘルスケア関連サービスを開始
2022年4月	東京証券取引所グロース市場へ移行
2023年9月	トレーディングカード事業を開始

- (注) 1. 株式会社セプテーニは、2006年10月1日付で株式会社セプテーニ・ホールディングスに商号変更しております。
2. 2015年11月に同社の保有する当社株式を譲渡したことにより、親会社からその他の関係会社に異動しております。その後、2019年4月に第三者割当による新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式数が増加したことにより、議決権所有割合が下がり、その他の関係会社に該当しないこととなりました。
3. 2011年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、エフルート株式会社を消滅会社とし、合併しております。
4. 2012年9月30日を効力発生日として、エフルートレックス株式会社を存続会社、株式会社インディソフトウェアを消滅会社として合併し、同日付で存続会社であるエフルートレックス株式会社は、株式会社インディソフトウェアに商号変更しております。また、2013年10月1日付で、株式会社インディソフトウェアはアクセルゲームスタジオ株式会社に商号変更しております。
5. 2012年6月4日付で、アクセルビート株式会社に商号変更しております。
6. 2018年12月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社子会社であるアクセルゲームスタジオ株式会社を消滅会社とし、合併しております。

3 【事業の内容】

(1) セグメント及び事業の概要

当社では『「楽しい」で世界をつなぐ』を経営理念に掲げ、広告事業、その他事業の2つの報告セグメントでの事業を主として行っております。

当社の事業セグメント、当該セグメントに係る事業の概要は以下のとおりであります。

(2023年9月30日現在)

セグメントの名称	事業の概要
広告事業	インターネット広告の企画・制作・運営等 システム等の受託開発、運用保守等
その他事業	ブロックチェーンゲームの配信等 IoTソリューションの企画・開発・販売・運用等 トレーディングカードの販売等

(2) 事業の具体的内容

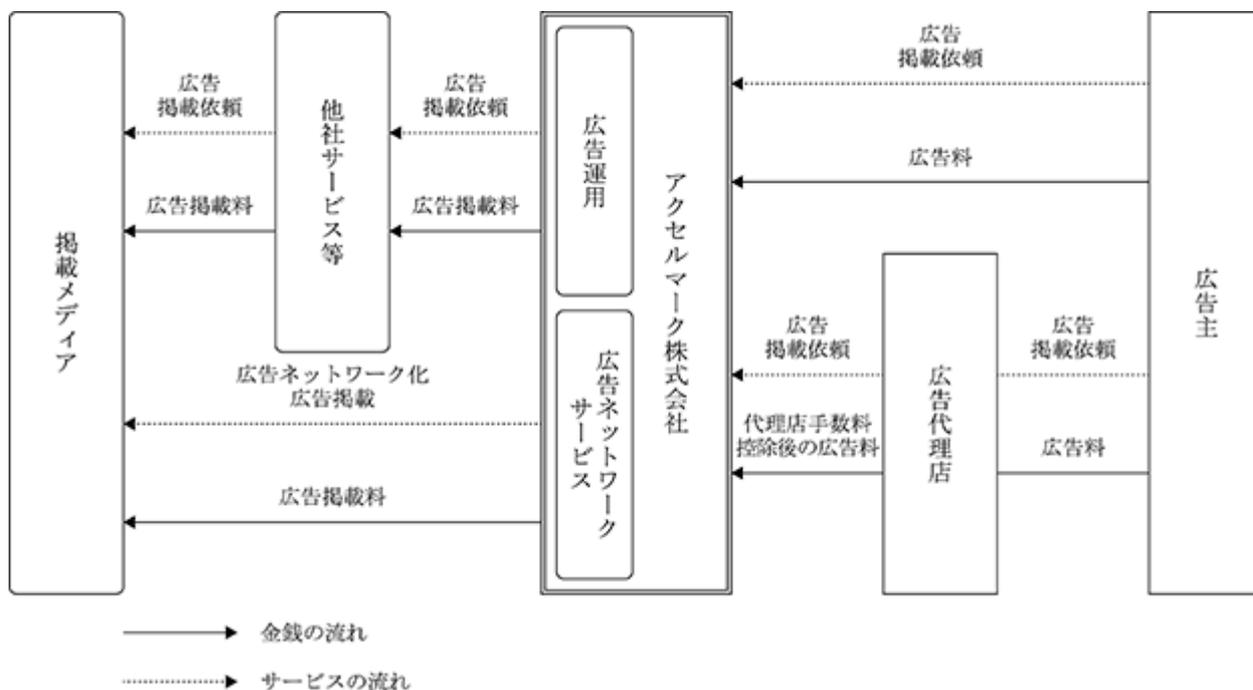
2023年9月30日現在における事業の具体的内容は以下のとおりであります。

広告事業

数多くのインターネット広告媒体(掲載メディア)をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売し、手数料を収受する広告ネットワークサービス及び他社サービスを用いた広告運用を行うトレーディングデスクを提供しております。

また、今まで様々なサービスを開発、運営してきた実績を活かして、他社サービスのシステム開発を受託しております。

[事業系統図]



その他事業

IoTに関連するサービスとして、プロダクト開発企業が持つ様々な機器、サービス等に、当社が開発するシステムを組み合わせ、ワンストップのIoTソリューションを提供しております。IoT分野のノウハウおよびスマホアプリ開発の技術を活かしたIoTヘルスケア関連のプロダクト及びサービス等も取り扱ってまいります。

また、トレーディングカード事業として、トレーディングカード(以下「トレカ」といいます)の販売・買取のノウハウを保有する業務提携先とトレカの販売に特化した自動販売機の共同運営を開始しております。今後は店舗やECサイトの展開も視野に入れ、事業を拡大してまいります。

なお、ブロックチェーンに関連するサービスに関しては、一般消費者に対し、ブロックチェーンゲームを配信しておりましたが、ブロックチェーンゲームの収益性が低く、将来的な見通しが立たないため、ゲームタイトルの配信権の譲渡やサービス終了に向けた対応を開始しております。ブロックチェーン技術においては可能性のある技術であると経営判断しており、これまで培ったノウハウを活かし、今後ゲーム領域以外での技術転用による事業展開を模索してまいります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(2023年9月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36 (1)	33.2	5.3	6,228

セグメントの名称	従業員数(人)
広告事業	24 (0)
その他事業	1 (1)
全社(共通)	11 (0)
合計	36 (1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。嘱託社員及び契約社員を含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。
4. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営理念

インターネットを含むネットワークインフラ及び技術は、私達の社会を大きく変えてきました。エンターテインメントはもちろんのこと、ビジネス向けのサービスに関しても、いつでも、どこでもインターネットにつながっていることを前提にサービスが設計されるようになり、様々な新しいビジネス構造が生まれてきています。

このような変化の中、当社では『「楽しい」で世界をつなぐ』を経営理念に掲げ、つながりから生まれる価値を最大化するために様々なサービスの開発、運営に取り組んでおります。

(2) 目標とする経営指標

経営理念である、『「楽しい」で世界をつなぐ』を永続的に達成するために、全ての事業において、「成長スピードの追求」「顧客満足の向上」「効率的な事業運営」という3つの観点を常に強化することにより、事業生産性を最大化することを基本方針としております。それに沿った重要な指標として、営業利益を重要な経営指標として捉えております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、主力事業である広告事業において安定した収益基盤を確保しながら、中長期的な事業成長に向け、広告事業を中心に大規模な事業投資を継続し、開発を進めているAI(人工知能)を活用した新たな広告配信プラットフォームの展開による当該事業の成長により、更なる事業規模の拡大を図ってまいります。

新規事業として取り組んでいるトレーディングカード事業、IoTヘルスケア事業、ブロックチェーン関連事業においては、広告事業以外での新たな収益事業にすべく事業を推進してまいります。

また、引き続き、人材・働く環境への投資として、積極的な人員拡充、組織体制の強化とともに、企業成長の源泉である「人材」の力を最大限に引き出すことで、企業価値向上につなげ、更なる人的資本経営の実現を目指してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

収益基盤の強化

当社は、『「楽しい」で世界をつなぐ』という経営理念を永続的に達成するため、収益基盤の強化及び生産性の高い事業体制の構築による利益率の改善が重要な経営課題であると認識しております。そのため、今後も継続的に、広告事業における広告ネットワークの拡大及び広告主向けサービスの拡充、新たな収益の柱となり得る事業の確立、複数事業体制による事業間連携、資金・社内リソースの適切な配分、事業の選択と集中による生産性の向上を図ってまいります。

技術革新への対応

当社が展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社は、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、技術革新に対応できる組織体制の構築に取り組んでまいります。

人材の確保と育成

企業の持続的な成長を実現していくためには、必要な人材の確保及び人材の育成が重要であると考えております。また、昨今の働く環境や価値観の急速な変化などもあり、これらに対する柔軟な対応が求められております。当社は、ダイバーシティを尊重した柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため、リスキリングや次世代を担う人材への投資を推進いたします。企業成長の源泉である人材の力を最大限引き出すことにより、企業の持続的な成長を実現し、企業価値向上につなげてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考え、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております体制により企業活動を行っております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティに関する取組みのうち、特に人材確保・定着に関する取組みについて、経営上重要であると考えております。企業成長の源泉である人材の力を最大限に引き出し、企業価値の向上につなげてまいります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社事業は、主にインターネット市場に属しており、サステナビリティに関する取組みにおいては、優秀な人材の確保・定着が経営・事業基盤を安定化させるために重要であると認識しております。

そのため、当社では年齢・性別・国籍等の属性にかかわらず、業務上必要なスキルの有無、意欲、周囲とのコミュニケーション意識等に優れた人材を確保するとともに、こうした人材が定着し、その能力を伸ばすことが出来る環境の整備に努めております。

(3) リスク管理

当社では、「コンプライアンス規程」等に基づき、全社がコンプライアンスを徹底するための体制を構築しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見、未然防止及び会社損失の最小化に努めております。当社のコンプライアンス及びリスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標

企業成長の源泉である人材の力を最大限に引き出すことを目的として、これまでの管理型組織から多様な人材を活かした自走できる組織への変革を目指してまいります。

当社では、小規模な組織体制であるため、重要性も加味したうえで、年齢、国籍、性別等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりません。ただし、当社が掲げるミッションを実現し、事業成長を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるという認識の下、女性や中途採用者の管理職への登用を推進しております。

今後も期待する役割に応じた能力と実績に基づき、積極的に登用を進めるとともに、これらの者が成果を最大化し、適切に能力が評価されるような施策や環境の整備に取り組んでまいります。

3 【事業等のリスク】

本報告書に記載する当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本報告書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下に記載する事項は、将来を含めた当社の事業等のリスク全般を網羅するものではありません。

市場の動向について

ア．インターネット利用率について

当社が属するインターネット関連市場について、総務省「通信利用動向調査」によりますと、国内における個人のインターネット利用率は2009年以降80%前後で推移しており、特に13歳～59歳までのインターネット利用率は各年齢層で9割を超えており、既に多くの人々が利用している社会インフラとなっております。また、通信方式としての5GやIoTサービスの拡大、企業におけるテレワークの導入が今後も普及を後押ししていくものと考えられ、それらによってインターネット上のさらなるデータ量の増大や、それによるAIの活用が見込まれております。しかしながら、インターネット関連市場において何らかの市場変動要因の発生、新たな社会インフラの確立など市場の変化が発生した場合には、当社の事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

イ．インターネット広告市場について

当社の広告事業の属するインターネット広告市場について、株式会社D2C / 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(CCI) / 株式会社電通 / 株式会社電通デジタルの共同調べによりますと、インターネット広告媒体費は、2021年から2022年にかけて前年比115.0%となる2兆4,801億円の規模にまで拡大しており、取引手法別では、運用型広告がインターネット広告市場全体の85.4%を占め、前年比115.3%となる2兆1,189億円と高い成長率を維持しております。しかしながら、インターネット広告市場における何らかの市場変動要因の発生、広告出稿元のマーケティング・販売促進等の予算縮小、広告代理店の営業戦略の変化が発生した場合には、当社の事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

広告事業について

ア．競合について

当社が行っている広告事業は、多数の競合会社があり、新規参入も含め、今後はより競争が激化する可能性があります。当社は新規広告商品の開発、ならびに、広告主や媒体運営者への利便性やサービス向上をより重視し、競争力の維持向上に努めてまいりますが、有力な媒体を取扱うことができる等の競合他社以上の優位性を確立できる保証はなく、サービス提供が継続できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

イ．広告主との関係について

インターネット広告市場は拡大傾向にあり、今後も市場は拡大していくものと想定されます。しかしながら、企業の広告活動は景気動向の影響を受けやすいものであり、今後もテレビ、新聞、雑誌等、既存広告媒体との競合が継続していくと考えられております。今後何らかの理由により、広告主の出稿意欲の減衰など社会環境の変化があった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ウ．新しい広告手法について

当社は、リスティング広告、行動ターゲティング広告等、多様な広告手法に迅速に対応し、サービスを提供しております。しかしながら、今後独創的な広告手法が考案され、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じた場合、または、技術変化への対応が遅れることによって、当社の提供する広告サービスが陳腐化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

エ．サービスの信頼性等について

当社では、広告サービスの信頼性確保のために、広告媒体の成果報酬の不正請求について、厳正に対応しております。また請求には手作業による集計等が一部で行われていることから、人為的なミス等から請求内容の誤謬が生じたりすることを避けるためチェックの徹底を行っております。そのほか、規約を設けて参加手続面での管理を実施、その後も必要に応じ広告媒体に関する調査を定期的に行うことで不正請求を排除し、サービスの信頼性向上に努めております。しかしながら、自然災害や事故等の予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、広告主からクレームを受けた場合や収益計上が適切に行われなかった場合、あるいは、損害賠償を請求された場合には、当社の事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

IoTヘルスケア関連のサービスについて

ア．IoTヘルスケア関連市場の成長について

当社は、今後の企業価値向上のために、2019年2月に開始したIoTに関連するサービスのノウハウを活かして、ヘルスケア分野に参入し、IoTヘルスケアに関連するサービスを開始しております。当社にとって新しい事業分野であるため、サービスを提供するまでに想定以上の期間やコストを要する場合があります。

また、株式会社グローバルインフォメーションによるとヘルスケアIoT市場は2026年にかけて20.5%の年間平均成長率で拡大し、2026年には2,537億米ドルに達すると予測されております。しかしながら、拡大スピードの鈍化や市場の縮小等により、当初想定していた成果を挙げることができない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

イ．提携先について

当社は、複数のプロダクト開発企業と提携し、機器の販売、機器より取得したデータを蓄積、活用するためのシステム開発等を行っております。提携先の事業方針又は戦略が変化した場合、提携先との提携が解消された場合、提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

また、提携先であるヘルスケア分野のプロダクト開発企業においては、FDA(米国食品医薬品局)に対して、検査機器のEUA(緊急使用許可)の取得を目指しておりますが、製品開発が進捗しなかった場合や、事業が計画どおりに進捗しなかった場合等には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

ウ．サービスや機器の不具合について

当社は、IoTヘルスケアに関連するサービスとして、プロダクト開発企業が持つ様々な機器、サービス等を、取引先や市場のニーズに応じて、営業、システム開発の両面から結合し、環境に適合させて提供してまいります。これらのサービスにおいては、安定稼動のために常に対策を講じておりますが、機器の不具合、コンピュータシステムや通信ネットワークに障害等によりサービスの停止を余儀なくされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

トレカ関連のサービスについて

ア．業務提携先について

当社はトレカ販売・買取のノウハウを保有する業務提携先とトレカの販売に特化した自動販売機の共同運営を行っております。業務提携先の事業方針又は戦略が変化した場合、業務提携先との協業関係が解消された場合、業務提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

イ．商品の在庫と仕入れについて

当社は、一部の商品を需要予測に基づき在庫保有しております。しかしながら、市場の変化、顧客事情等により予測した需要が実現しない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ブロックチェーン関連のサービスについて

ブロックチェーンに関連するサービスは、新しい事業分野であるため、サービスを提供するまでに想定以上の期間を要する場合や想定以上のコストを要する場合があります。また、市場の拡大スピードの鈍化や市場の縮小等により、当初想定していた成果を挙げることができない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

事業全般に係るリスクについて

ア．事業展開に関わる業務提携やM&A

当社は、既存事業の業容拡大や、新サービスを導入することにより将来的な成長に寄与すると判断した場合には、業務提携やM&Aを積極的に検討する方針であります。

これらの実行に関しては、ビジネス、財務、税務及び法務等に関するデューデリジェンスを行い各種リスクの低減に努めますが、予期せぬ事態の発生や様々な外部要因の変化により、提携事業又はM&A対象企業の事業等が計画通りに進展せず、想定した成果が上がらない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

イ．法的規制について

当社が展開している事業は、様々な法的規制の対象となっており、各法令には違反した場合の罰則規定等が定められております。当社では、常に法令遵守を意識した事業活動を行っており、現時点では各々の罰則規定等に抵触していないものと認識しております。しかしながら、今後の法改正次第では、何らかの法的規制を受ける場合や対応措置をとる必要性が生じる可能性があります。また、当社の事業活動に関連して、新たな法令施行により何らかの法的規制を受けることとなった場合には、事業活動が制限され、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が参入しているブロックチェーン関連のサービスにつきましては、近年生まれた新しい分野であります。当社としましては、弁護士等の専門家に相談しつつ法令に抵触しないよう運用してまいります。しかしながら、現行制度の見直し等により当社の事業に多大な制約や変更が生じた場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ウ．知的財産権について

当社が日常的な事業活動を行う過程において使用しているコンテンツ、ソフトウェア及びシステムは、第三者の知的財産権を侵害するものではないものと認識しておりますが、予期せぬ要因により当社が保有する又は使用許諾を得ているもの以外の知的財産権を侵害する可能性があります。そのような事態が生じた場合には、当社が第三者の知的財産権を侵害することによる損害賠償請求、もしくは、使用差し止め請求等の訴えを起こされる可能性、または、当該知的財産権に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。

エ．個人情報の管理について

当社では、推進する事業の性質上、個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者等に該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、既に認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの一環として、「個人情報の保護に関する法律」に沿った対応を取り、社内ルール化と共に社内体制を整備しております。

当社は、国内におけるCookieの利用規制等を含む個人情報に関連するさまざまな保護規制やEU一般データ保護規則（GDPR）、Cookieに関する規制等の諸外国における個人情報に関する保護規制について、最新情報を収集し、適宜、対応しております。

しかしながら、当社が保有する個人情報等につき、何らかの要因で個人情報の漏洩があった場合には、適切な対応を行うための相応なコスト負担、当社への損害賠償請求、信用の低下等によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

オ．システム障害について

当社は、サービスに適応した通信ネットワークシステムやインフラの安定稼働が事業の前提であると認識しております。自然災害や事故等、電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって通信ネットワークの切断やコンピュータシステムのダウンが生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウィルスやハッカーの攻撃等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

経営管理全般に係るリスクについて

ア．人材の確保及び育成について

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は重要課題であり、事業戦略に基づく採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、人材の確保、育成及び定着に取り組んでおります。しかしながら、自然災害等の予期せぬ要因により当社が企図する採用活動や人材育成が困難になった場合には、適正な人材配置が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

イ．コンプライアンスについて

当社は、役職員に法令、定款、社内規程、行動規範及び社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、役職員への啓蒙・教育を実施しております。しかしながら、万が一法令等に抵触する事態が生じた場合には、信用低下を招き、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ウ．訴訟について

当社は、役職員に対する法令遵守の教育活動を通じて法令違反行為等の低減に努めておりますが、予期せぬ事態により、取引先、役職員その他第三者とのトラブルが発生し、訴訟等が発生する可能性があります。その場合、訴訟内容や賠償金額によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

エ．資金使途について

当社は、2021年4月に広告事業拡大における運転資金・システム投資等、ヘルスケア分野の事業化権利獲得及び出資・業務提携に係る費用並びに事業開発費用、広告・IoT領域・ブロックチェーン関連のM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当することを資金使途として、第三者割当の方法により第2回無担保転換社債型新株予約権付社債および第23回新株予約権の発行による資金調達を行っております。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくため、最適な時期に最適な分野へ資金を投じる等、資金調達時点の計画以外を資金使途とする可能性があります。また、計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果が得られなかった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

オ．新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行しております。当該新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化することになり、将来における株価への影響を及ぼす可能性があります。2023年11月末日現在、当該新株予約権による潜在株式数は5,881,000株であり、2023年11月末日現在における発行済株式数10,646,300株の55.24%に相当しております。

カ．投資有価証券の減損について

当社では、資本業務提携先などの投資有価証券を保有しております。取締役会にて四半期毎に投資先の財務状況等の把握に努めておりますが、市場環境の急激な悪化や競争環境の激化による投資先の財務状況等の悪化などにより、投資価値が毀損し、かつ回復の可能性がないと判断した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

キ．グロース市場上場維持基準への抵触のリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所にて2022年4月適用の新市場区分についてグロース市場を選択しておりますが、2023年9月末時点におけるグロース市場の上場維持基準への適合状況は、「時価総額」については基準を満たしていません。2025年9月期までに上場維持基準を満たすため、各種取組みを進めてまいります。財政状態及び経営成績並びに市場環境や経済情勢によっては、2025年9月期までにグロース市場の上場維持基準を充足できない可能性があります。

ク．自然災害等について

当社の本店所在地は東京都であり、他の地域に拠点を分散していません。そのため、東京都において大地震、台風等の自然災害や火災等の事象により、役職員の負傷、設備の損壊、電力供給の停止又は制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

筆頭株主との関係について

株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員を務めるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合は2023年9月末現在、11.98%の当社株式を保有しており、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第23回新株予約権の潜在株式を含めると発行済株式総数の33.08%に相当いたします。同社とは投資契約を締結し、同社が保有しているノウハウやネットワークを活用して事業の進展を図ることで協力関係を維持しておりますが、将来において同社の保有方針が変更され、協力関係が解消された場合には、当社の財政状態、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、社会経済活動について回復基調にあるものの、国際情勢等による資源価格の高騰や円安の継続、世界的な金融引き締めにより企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社が主にサービスを提供しているインターネット広告関連分野においては、日本社会におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速したこともあり、順調に拡大を続けているほか、ChatGPTをはじめとするAI（人工知能）を用いた「生成系AI」が、今後の技術革新として大きな注目を集めており、様々な分野での社会実装が期待されております。

また、当社が本年9月より新規事業として参入したトレーディングカード市場においても、ユーザー層の裾野が広く、一般社団法人日本玩具協会によると、カードゲーム・トレーディングカード市場の2022年度における市場規模は、前年比132.2%となる2,349億円に拡大しております。

このような環境の下、当社では、前事業年度から中長期的な事業成長に向け、広告事業を中心とした大規模な事業投資が必要と判断し、AI（人工知能）を活用した新たな広告配信プラットフォームの開発を進めております。

また、事業拡大に向け、積極的な人員拡充や組織体制強化等、働く環境への投資を実施しており、企業成長の源泉である「人材」の力を最大限に引き出せるような人的資本経営の実現を通じ、企業価値向上を図っております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高2,144,815千円（前年同期比19.7%減）、営業損失98,874千円（前年同期は13,196千円の営業利益）、経常損失100,621千円（前年同期は10,274千円の経常利益）、当期純損失102,421千円（前年同期は100,629千円の当期純損失）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

(広告事業)

広告事業の売上高は2,084,623千円（前年同期比21.6%減）、セグメント利益は32,883千円（前年同期比76.9%減）となりました。

アドネットワーク「ADroute」は、新規取引先や広告枠の獲得にて徐々に売上高が回復しております。一方で、運用代行サービス「トレーディングデスク」は、経済活動の再開に伴う需要動向の変化や市況感による停滞もあり売上高が減少しております。また、システム等の受託開発、運営保守は、取引先から継続受注しております。

なお、当事業年度より、広告事業においては、中長期的な事業成長のための大規模なシステム開発を含む先行投資を実施しております。

(その他事業)

その他事業の売上高は60,192千円（前年同期比360.9%増）、セグメント損失は41,404千円（前年同期は15,140千円のセグメント損失）となりました。

その他事業には、ブロックチェーンゲーム配信等及びIoTソリューションの企画・開発・販売・運用等が含まれております。

ブロックチェーン関連では、ブロックチェーンゲームの収益性が低く、将来的な見通しが立たないため、ゲームタイトルの配信権の譲渡やサービス終了に向けた対応を開始しておりますが、ブロックチェーン技術においては可能性のある技術であると経営判断しており、これまで培ったノウハウを活かし、今後ゲーム領域以外での技術転用による事業展開を模索してまいります。

また、積雪深自動モニタリングシステム「YUKIMI」は、次のシーズン（2023年12月～2024年3月）に向けて営業強化を図り、内閣府より実施されているデジタルを活用した地方の社会課題解決・魅力向上の取り組みを支援する「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用した取り組みの提案によって、複数の自治体から受注しております。

なお、その他事業では、当事業年度の第4四半期会計期間より、新たに開始したトレーディングカード事業を含んでおり、第4四半期会計期間より業績に寄与しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ138,052千円減少し、1,422,460千円となりました。流動資産は、前事業年度末に比べ293,782千円減少し、1,182,243千円となりました。これは、主に流動資産のその他が18,972千円増加したものの、現金及び預金が334,059千円、売掛金が10,441千円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ155,729千円増加し、240,216千円となりました。これは、主に長期貸付金が5,400千円減少し、ソフトウェア仮勘定が99,640千円、敷金及び保証金65,147千円が増加したこと等によるものであ

ります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ57,009千円減少し、568,373千円となりました。これは、主に買掛金が12,962千円、賞与引当金が16,340千円、転換社債型新株予約権付社債が22,290千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ81,042千円減少し、854,087千円となりました。これは、主に当期純損失102,421千円を計上したものの、転換社債型新株予約権付社債の転換により資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,145千円増加したこと等によるものであります。なお、2023年2月の欠損填補を目的とした減資により、資本金が167,178千円減少し、資本剰余金が66,548千円、利益剰余金が100,629千円増加しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べて334,059千円減少し、906,037千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは172,862千円の減少となりました。これは、主に売上債権の減少10,441千円、未払金の増加12,261千円の計上等があったものの、税引前当期純損失101,471千円の計上、棚卸資産の増加が30,991千円、仕入債務の減少12,962千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは162,208千円の減少となりました。これは、主に長期貸付金の回収による収入5,400千円があったものの、無形固定資産の取得による支出102,461千円、敷金保証金の差し入れによる支出65,147千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,012千円の増加となりました。これは、新株予約権の発行による収入1,012千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

ア．生産実績

該当事項はありません。

イ．受注実績

当社は、受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

ウ．販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
広告事業	2,084,623	21.6
その他	60,192	360.9
合計	2,144,815	19.7

(注)当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
I B Gメディア株式会社	512,834	19.2	328,132	15.3
合同会社DMM.COM	405,470	15.2	-	-
株式会社グローバルネット	325,727	12.2	316,441	14.8
株式会社インサイト	-	-	292,932	13.7
C T W株式会社	-	-	236,263	11.0
株式会社フロンテッジ	-	-	220,014	10.3

- 1．主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。
- 2．前事業年度の株式会社インサイト、C T W株式会社、株式会社フロンテッジに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ138,052千円減少し、1,422,460千円となりました。流動資産は、前事業年度末に比べ293,782千円減少し、1,182,243千円となりました。これは、主に流動資産のその他が増加したものの、現金及び預金や売掛金が減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ155,729千円増加し、240,216千円となりました。これは、主に長期貸付金が減少し、ソフトウェア仮勘定や敷金及び保証金が増加したこと等によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ57,009千円減少し、568,373千円となりました。これは、主に買掛金や賞与引当金の減少、転換社債型新株予約権付社債の当社普通株式への転換による減少等によるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ81,042千円減少し、854,087千円となりました。これは、主に当期純損失を計上したものの、転換社債型新株予約権付社債の転換により資本金及び資本準備金が増加したこと等によるものであります。

(売上高)

当事業年度の売上高は2,144,815千円(前年同期比19.7%減)となりました。ブロックチェーン関連事業でサービス開始を予定していたタイトルの開始時期が遅延されたことやユーザー数や課金額等の推移が想定を下回ったこと、広告事業で一部大口顧客の方針変更に伴い出稿量が減少したことなどの影響により、前年同期比で減収となりました。

(営業利益)

当事業年度の営業利益は98,874千円の営業損失(前年同期は13,196千円の営業利益)となりました。減収による売上総利益の減少と、当事業年度から実施している中長期的な事業成長に向けた大規模な事業投資による販売費及び一般管理費の費用増加により、営業利益は減益となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度の経常利益は100,621千円の経常損失(前年同期は10,274千円の経常利益)となりました。受取利息や保有する暗号資産などにかかる暗号資産評価益を営業外収益として計上したものの、投資事業組合運用損や新株発行にかかる費用等を営業外費用として計上したこと等により、経常利益は減益となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は102,421千円の当期純損失(前年同期は100,629千円の当期純損失)となりました。ブロックチェーンゲームのパブリッシング権取得対価として権利金を無形固定資産に計上しておりましたが、この度の契約終了に伴い権利金償却を特別損失に計上したこと等により、当期純損失を計上しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の運転資金需要のうち主なものは、広告出稿に伴う媒体費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、運転資金は自己資金及び転換社債型新株予約権付社債の発行や新株予約権の行使により調達した資金を基にしております。

資金調達につきましては、2021年4月に第三者割当により転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行したこと、その後これらの行使が行われたことにより資金を調達しており、想定される資金需要に十分に対応できる資金を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要となる事項については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に関して情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	ソフトウエ ア仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中野区)	全社	本社設備等	10,436	665	163	99,640	20,557	131,463	36(1)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、敷金であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	賃料 (千円)
本社 (東京都中野区)	全社	事務所(賃借)	49,301

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,646,300	10,646,300	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数 100株
計	10,646,300	10,646,300	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第15回新株予約権（2016年5月23日発行）

決議年月日	2016年4月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名（注）5
新株予約権の数（個）	3,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 300,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,175（注）3
新株予約権の行使期間	2017年12月31日～2026年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,175 資本組入額 588
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく、2016年4月14日付の取締役会決議に基づき発行しております。そして、本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個あたり金600円であります。
2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、(注)3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に20%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(ただし、(注)3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記(1)に該当する場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 取締役の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役0名となっております。

第24回新株予約権(2022年6月16日発行)

決議年月日	2022年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 30名
新株予約権の数(個)	854
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2024年1月1日~2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 378 資本組入額 189
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期(以下、「判定期間」という。)において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。

判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

死亡した場合

甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

第25回新株予約権（2022年6月16日発行）

決議年月日	2022年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数（個）	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 100,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	366（注）3
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 366 資本組入額 183
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく、2022年5月26日付の取締役会決議に基づき発行しております。そして、本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個あたり金500円であります。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金366円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。

判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合

死亡した場合

甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

第26回新株予約権（2023年9月21日発行）

決議年月日	2023年8月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 当社従業員 4名
新株予約権の数（個）	3,250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 325,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	240（注）3
新株予約権の行使期間	2025年1月1日～2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 240 資本組入額 120
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく、2023年8月24日付の取締役会決議に基づき発行しております。そして、本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個あたり金192円であります。
2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金240円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2024年9月期から2028年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合
 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

死亡した場合

当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

第27回新株予約権（2023年9月21日発行）

決議年月日	2023年8月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	240（注）3
新株予約権の行使期間	2025年1月1日～2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 240 資本組入額 120
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく、2023年8月24日付の取締役会決議に基づき発行しております。そして、本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個あたり金194円であります。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金240円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2024年9月期から2028年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社外協力者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合
 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合

死亡した場合

当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（2021年4月28日発行）

決議年月日	2021年3月26日
新株予約権の数（個）	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,196,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	298（注）2
新株予約権の行使期間	2021年4月28日～2025年12月25日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 298 資本組入額 149 （注）4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（千円）	356,646

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)で定義される。）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、298円とする。なお、転換価額は本項(3)に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項(4)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(6)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項(6)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(ただし、当社役員へ割り当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至本項(7)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項(6)に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして上記の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記又は上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの当該本項(6)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

上記乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(上記における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

上記乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

上記乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、上記乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (5) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (6) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項(4)乃至本項(7)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項(4)乃至本項(7)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (7) 本項(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (8) 本項(3)号乃至第(7)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使期間
- 2021年4月28日から2025年12月25日までとする。ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2025年12月26日以降に本新株予約権を行使することはできない。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る社債の払込金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」欄記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

第23回新株予約権（2021年4月28日発行）

決議年月日	2021年3月26日
新株予約権の数（個）	36,738
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,673,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	298（注）2
新株予約権の行使期間	2021年4月28日～2025年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 298 資本組入額 149 （注）3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。ただし、本項（2）乃至本項（4）により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記2.(3)および(4)の規定に従って、行使価額（下記2.(2)で定義される。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、下記2.(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記2.(4)又は(7)による行使価額の調整に関し、各調整事由に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2．新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（本項(2)で定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額
 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、298円とする。ただし、行使価額は本項(3)の定めるところに従い調整されるものとする。
- (3) 行使価額の調整
 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項(4)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(6) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項(6) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(ただし、当社役員へ割り当て又は交付される新株予約権は除く。))を発行(無償割当ての場合を含む。))する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。))の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項(4)乃至本項(7)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。))が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。))における本項(6)に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして上記 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項(6) に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の発行に際して払込みがなされた額(上記 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

上記 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、上記乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (5) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (6) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項(4)乃至本項(7)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項(4)乃至本項(7)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (7) 本項(4)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行行使価額の調整を必要とするとき。行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (8) 本項(3)乃至本項(7)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注)1	700,000	5,551,800	154,534	1,108,424	154,534	693,345
2019年9月24日 (注)2	476,100	6,027,900	112,597	1,221,021	112,597	805,943
2019年12月27日 (注)2	423,200	6,451,100	100,086	1,321,108	100,086	906,029
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)1	366,600	6,817,700	86,884	1,407,992	86,884	992,914
2021年2月28日 (注)3	-	6,817,700	1,307,992	100,000	992,914	-
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)4	2,631,800	9,449,500	392,818	492,818	392,818	392,818
2022年2月28日 (注)5	-	9,449,500	442,818	50,000	-	392,818
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)6	1,122,000	10,571,500	167,178	217,178	167,178	559,996
2023年2月28日 (注)7	-	10,571,500	167,178	50,000	-	559,996
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)8	74,800	10,646,300	11,145	61,145	11,145	571,141

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものであります。

3. 2020年12月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、2021年2月28日付で減資の効力が発生し、資本金1,307,992千円及び資本準備金992,914千円をそれぞれ減少させ、その他資本剰余金に振替えております。

4. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加と新株予約権の行使による増加であります。

5. 2021年12月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、2022年2月28日付で減資の効力が発生し、資本金442,818千円を減少させ、その他資本剰余金に振替えております。

6. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

7. 2022年12月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、2023年2月28日付で減資の効力が発生し、資本金167,178千円を減少させ、その他資本剰余金に振替えております。

8. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

9. 2021年3月26日付で提出した有価証券届出書に記載いたしました「第一部証券情報 第1募集要項 4新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途<本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途>」、その後2021年4月22日開催の取締役会決議に基づき変更した資金の使途につきまして、その資金の使途を2022年11月10日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり変更しております。

(1)変更の理由

当社は、2022年11月10日付で公表した「2022年9月期 通期決算説明会資料」に記載のとおり、今後の中長期的な事業成長のために大規模な事業への投資が必要と判断いたしました。具体的な投資内容としては、広告事業において長年のノウハウを活かし新たな広告配信プラットフォームの開発に着手いたします。また、人材・働く環境への投資として、積極的な人員拡充、組織体制の強化とともに、企業成長の源泉である「人材」の力を最大限に引き出すことで、企業価値向上につなげ、更なる人的資本経営の実現を図ります。これらにより、中長期的には売上規模拡大とともに、利益率向上に取り組み、更なる利益体質の構築を目指してまいります。この成長戦略を実行するため、引き続き、広告事業における一層の拡大を目的とした運転資金、体制強化およびシステム開発等の更なる拡充が必須であり、加えて、中長期での事業成長を加速させるために、当社事業領域である広告・IoT領域・ブロックチェーン関連のM&A・出資も含めたアライアンス展開を予定していることなどから、今後も資金が必要な状況であります。

そのためヘルスケア分野での事業は継続しつつも、より資金需要度の高い広告事業拡大における運転資金・システム投資、及び広告・IoT領域・ブロックチェーン関連・ヘルスケア分野のM&A及び資本・業務提携に係る費用に資金を充当することを決定し、資金使途の変更を実施することといたしました。

(2)変更の内容

資金使途の変更内容は次のとおりであります（変更箇所は下線で示しております。）。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
 (変更前)

具体的な使途	金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出(予定)時期
広告事業拡大における運転資金・システム投資など	<u>143</u>	77	2021年5月～ <u>2023年9月</u>
ヘルスケア分野の事業化権利獲得及び出資・業務提携に係る費用並びに事業開発費用	<u>400</u>	110	2021年4月～ <u>2023年9月</u>
合計	543	187	

(変更後)

具体的な使途	金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出(予定)時期
広告事業拡大における運転資金・システム投資など	<u>343</u>	77	2021年5月～ <u>2024年9月</u>
ヘルスケア分野の事業化権利獲得及び出資・業務提携に係る費用並びに事業開発費用	<u>200</u>	110	2021年4月～ <u>2024年9月</u>
合計	543	187	

第23回新株予約権
 (変更前)

具体的な使途	金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出(予定)時期
広告・IoT領域・ブロックチェーン関連のM&A及び資本・業務提携に係る費用	<u>994</u>		2021年10月～2025年12月
ヘルスケア分野の新規事業	<u>500</u>		2021年10月～2025年12月
合計	1,494		

(変更後)

具体的な使途	金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出(予定)時期
広告・IoT領域・ブロックチェーン関連・ヘルスケア分野のM&A及び資本・業務提携に係る費用	<u>1,494</u>		2021年10月～2025年12月
合計	1,494		

(5) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	22	21	20	24	5,873	5,961	-
所有株式数(単元)	-	1,109	11,154	682	1,935	226	91,324	106,430	3,300
所有株式数の割合(%)	-	1.04	10.48	0.64	1.82	0.21	85.81	100.00	-

(注) 1. 自己株式33株は、「単元未満株式の状況」に33株を含めて記載しております。
 2. 単元未満株式のみを有する単元未満株主は、263人であります。

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5番1号	1,275,200	11.98
THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5番1号	416,900	3.92
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	403,300	3.79
五味 大輔	長野県松本市	230,000	2.16
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	199,200	1.87
尾下 順治	東京都武蔵野市	165,300	1.55
黒木 紀光	大阪府大阪市北区	135,000	1.27
喜多川 大	神奈川県小田原市	131,900	1.24
水上 広志	愛知県名古屋市長栄区	130,000	1.22
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	110,900	1.04
計	-	3,197,700	30.04

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,643,000	106,430	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,300	-	-
発行済株式総数	10,646,300	-	-
総株主の議決権	-	106,430	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれております。

【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、単元未満自己株式33株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	33	-	33	-

3 【配当政策】

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、必要に応じた配当回数増加にも柔軟に対応出来るよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施する事が出来る旨を定款に定めております。

当期(2023年9月期)の配当につきましては、業績を勘案し、収益基盤の確立に向けた適切な投資を行い、利益体質を構築する必要性があると判断したことから、無配とさせて頂きました。

事業展開の状況を勘案し、安定的な収益確保ができたタイミングでの復配の実現を目指してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は2018年12月20日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、株主総会、取締役会、監査等委員会、内部監査室といった機関を適切に機能させ、企業として適法な運営を行っております。監査等委員会設置会社への移行は、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るために実施したものであります。また、当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行における効率化と機動性の向上を図るため、執行役員制度を採用しています。取締役会は、本報告書提出日現在、監査等委員である取締役4名を含む計9名(うち、社外取締役6名)で構成され、代表取締役を1名選任しております。会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、原則として月1回開催しております。

執行役員は、取締役会において決定された経営計画のもとに業務を執行し、取締役会及び取締役に対して適宜執行状況を報告しております。執行役員の業務執行を取締役及び取締役会が監督することにより、責任がより明確になると考えております。

監査等委員会は、独立役員1名を含んだ監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

このように、当社の現状に即した体制をとることにより、経営の効率化、迅速化並びに取締役の職務執行の監督及び牽制機能を強化しており、適切なガバナンス体制が確保されていると判断しております。

取締役会、監査等委員会の構成員の氏名等は、以下のとおりであります。

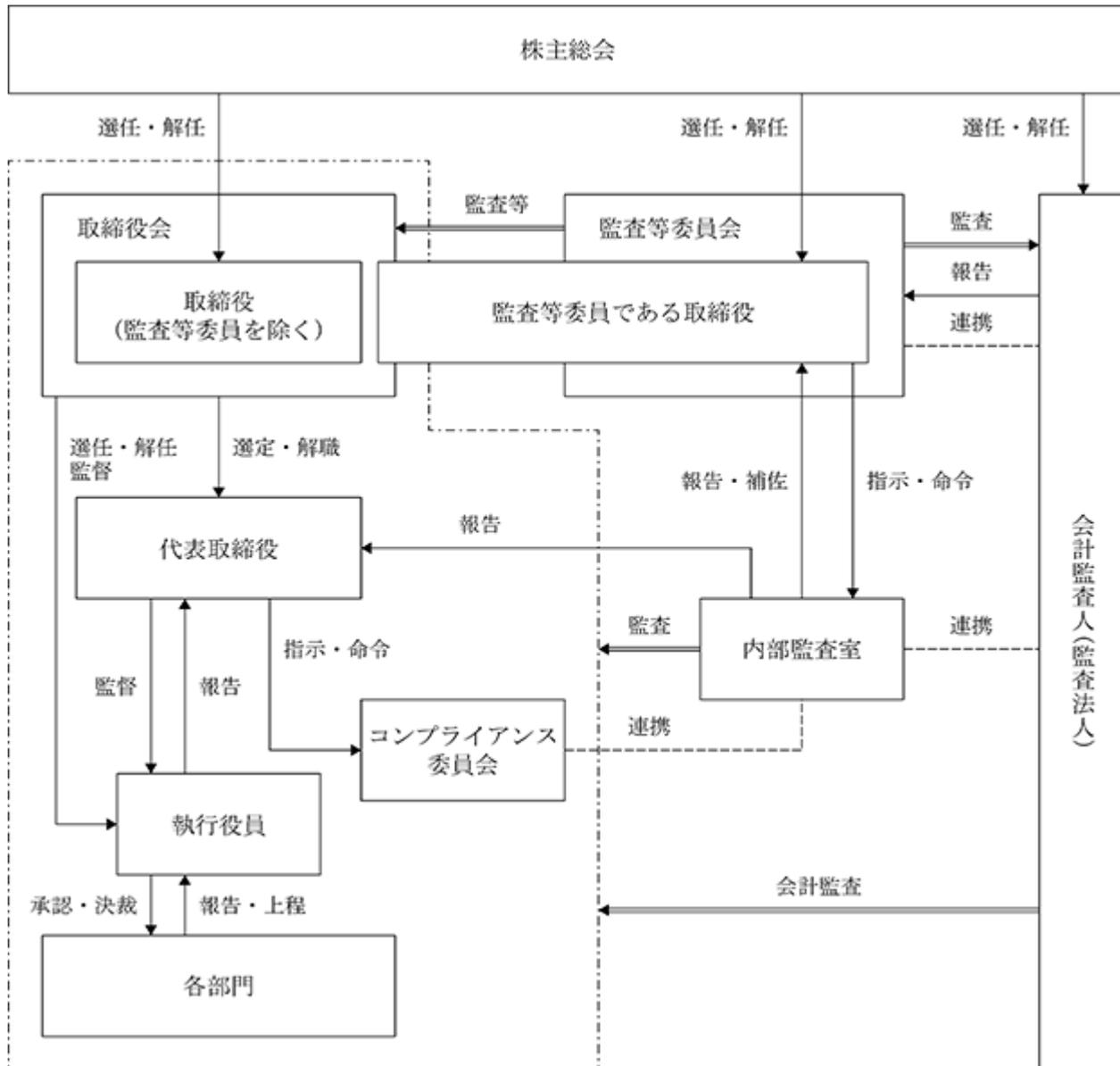
(取締役会構成員の氏名等)

議長：代表取締役社長	松川 裕史
構成員：取締役会長(社外取締役)	飯野 智
取締役	村上 嘉浩
取締役(社外取締役)	松村 淳
取締役(社外取締役)	松尾 隆
常勤監査等委員	石川 円
監査等委員(社外取締役)	江尻 隆
監査等委員(社外取締役)	丸山 聡
監査等委員(社外取締役)	片山 龍太郎

(監査等委員会構成員の氏名等)

委員長：常勤監査等委員	石川 円
構成員：監査等委員(社外取締役)	江尻 隆
監査等委員(社外取締役)	丸山 聡
監査等委員(社外取締役)	片山 龍太郎

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」が制定され、業務全般における業務分掌規程及び職務権限規程が整備されており、当該規程の定めに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。

そして、業務の適切な運営と内部統制のチェック機能の徹底を図るために、内部監査は当社の内部統制上、重要な役割であると認識しております。この内部監査を行う部門としては、内部監査室(室長1名、担当1名)がその任に当たり、監査結果は監査等委員会及び代表取締役並びに関係部署に報告されております。さらに被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、その後は遅滞なく改善状況を報告させることにより内部統制システムを強固なものに改善し、内部監査の実効性を担保しております。

また、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を徹底するため、会計監査人との連携の下、財務報告に係る適正な内部統制評価が行える体制を構築しております。当社は今後も同体制の維持に努めてまいります。

リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメント体制は、取締役が責任をもって構築しており、その運用状況については、監査等委員会及び内部監査室が監査を行っております。また、コンプライアンス体制確立のため顧問弁護士、顧問司法書士、顧問税理士等社外の専門家に必要に応じてアドバイスやチェックを依頼しております。

また、当社は情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの継続的維持に努めております。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」といいます)を選任しております。当該CISOは、社内の適任者を選任の上、ISMS運営委員会を組織し、委員会事務局による研修、内部監査室による監査を通じて情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図っております。

コンプライアンスの徹底

当社は、役職員に法令、定款、社内規程、行動規範及び社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織しており、代表取締役社長が委員長を務めております。委員長は社内の適任者を選任の上、事務局を組織しております。そして、コンプライアンス委員会事務局は全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修を行い、コンプライアンスの啓蒙を図っております。

また、当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を排除します。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。当該定款に基づき、社外取締役である飯野智氏、松村淳氏、松尾隆氏、江尻隆氏、片山龍太郎氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全取締役(監査等委員である取締役を含む。)を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る経済的損害(損害賠償金や争訟費用など)を補填するものであります。なお、保険料については全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする旨を定款に定めております

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とをそれぞれ区別して、

株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

取締役の解任の決議要件

当社は取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

これは、特別決議を機動的に行えるよう定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を目的としたものであります。

取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

自己株式の取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松川 裕史	17回	17回
飯野 智	17回	17回
松村 淳	17回	17回
石川 円	13回	13回
江尻 隆	17回	17回
丸山 聡	17回	17回
片山 龍太郎	17回	16回
尾下 順治	4回	4回

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 尾下順治氏は、2022年12月23日開催の第30回定時株主総会において退任いたしましたので、出席状況は退任以前の回数を記載しております。
3. 石川円氏は、2022年12月23日開催の第30回定時株主総会において選任された取締役であるため、就任後の出席回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、法令・定款に定められた事項や経営上の重要な事項についての審議に加えて、共同事業、業務提携及び投資に関する事項等を検討いたしました

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	松川 裕史	1974年12月 8 日生	1997年 4月 株式会社ナムコ(現株式会社バンダイナムコエンターテインメント) 入社 2001年 3月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 入社 2004年 6月 オムロンエンタテインメント株式会社(現フリーユ株式会社) 入社 2019年 8月 株式会社セガゲームス(現株式会社セガ) 入社 2020年 3月 当社 入社 2020年12月 当社 執行役員COO 当社 代表取締役兼執行役員COO 2021年 3月 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	-
取締役会長	飯野 智	1965年 7月 9 日生	1989年 4月 株式会社日立製作所 入社 2000年 3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社 入社 2004年 2月 同社 取締役 2010年 9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員 2013年 4月 同社 投資運用部長 2013年 6月 株式会社アドバンスト・メディア 取締役 2015年 3月 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業C10 2017年 3月 株式会社ALBERT 取締役 2019年12月 株式会社CRI・ミドルウェア 社外取締役(現任) 2019年12月 当社 社外取締役 2020年 4月 アクセリード株式会社 取締役(現任) 2021年 2月 株式会社ARCALIS 取締役(現任) 2021年 6月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 社外取締役(現任) 2021年 7月 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役COO 兼 Co-CIO(現任) 2021年10月 株式会社IPガイア 代表取締役会長(現任) 2022年 2月 株式会社A-Digital 代表取締役社長(現任) 2022年 3月 合同会社PRIG 代表社員(現任) 2023年 4月 当社 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役COO 兼 Co-CIO	(注) 3	-
取締役	村上 嘉浩	1968年 7月 4 日生	1993年 4月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコグループ株式会社) 入社 2000年 3月 株式会社アイシーピー インベストメント チームマネージャー 2000年 6月 株式会社プライダルネット(現株式会社IBJ) 代表取締役社長 2008年 4月 レッドホース株式会社 インベストメント マネージャー 2009年 6月 RHインシグノ株式会社 専務取締役COO 2010年11月 株式会社経営戦略合同事務所(現株式会社KSG) 常務執行役員 2014年 1月 株式会社スリーアローズ 副社長執行役員 2015年 4月 株式会社ALBERT 執行役員最高財務責任者 2021年 9月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 経営管理本部長 2023年 4月 当社 執行役員 2023年 8月 当社 執行役員管理本部長 2023年12月 当社 取締役管理本部長(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	松村 淳	1962年1月24日生	1986年4月 野村證券株式会社 入社 2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ 代表取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役COO 2012年3月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 取締役 2017年3月 株式会社ALBERT 取締役 2019年12月 当社 取締役会長 2020年4月 アクセリード株式会社 取締役会長(現任) 2020年5月 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役社長CEO(現任) 2021年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年6月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 社外取締役(現任) 2023年9月 株式会社ウィズクリエーション 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役社長CEO	(注)3	-
取締役	松尾 隆	1961年3月15日生	1984年4月 株式会社山善 入社 1998年4月 株式会社オートボックスセブン 経営企画部長 2002年6月 同社 取締役エグゼクティブ・オフィサー経営企画、経理・財務、広報、IR 担当兼経営企画管理室長 2004年6月 同社 取締役オフィサー経営戦略推進担当兼経営企画管理室長 2006年4月 同社 取締役CSO経営戦略推進統括 2007年5月 同社 取締役CSO経営戦略推進統括兼Co-COO 海外事業戦略推進統括 2010年4月 株式会社大洋 代表取締役社長 2013年4月 株式会社オートボックス南海 代表取締役社長 2014年4月 株式会社オートボックス福岡 代表取締役社長 2021年4月 株式会社オートボックス南日本販売 相談役(現任) 2023年6月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 社外監査役(現任) 2023年12月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (常勤監査等委員)	石川 円	1959年11月18日生	1982年4月 株式会社ナムコ(現株式会社バンダイナムコエンターテインメント) 入社 2005年9月 株式会社バンダイナムコホールディングス 転籍 2012年4月 株式会社バンダイナムコゲームス(現株式会社バンダイナムコエンターテインメント) 監査室ゼネラルマネージャー 出向 2018年11月 当社 入社 2018年12月 当社 内部監査室長 2022年12月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	江尻 隆	1942年 5月16日生	1969年 4月 弁護士登録 1977年11月 榊田江尻法律事務所(現 弁護士法人西村あさひ法律事務所)パートナー 1986年 9月 日本弁護士連合会国際交流委員会 副委員長 1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス(現 株式会社USEN)監査役 2003年 6月 株式会社あおぞら銀行 監査役 2004年 6月 安藤建設株式会社(現株式会社安藤・間) 監査役 2006年 6月 カゴメ株式会社 監査役 2010年 5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 監査役 ディップ株式会社 監査役 2012年 8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 2015年 6月 株式会社ウィズ・パートナーズ 社外取締役 2016年 3月 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役 2017年 3月 株式会社ALBERT 取締役 2017年 6月 株式会社オービック 社外取締役(現任) 2017年 8月 名取法律事務所(現 ITN法律事務所) パートナー(現任) 2019年12月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2022年 3月 株式会社ウィズ・パートナーズ 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズ・パートナーズ 監査役 ITN法律事務所 パートナー	(注) 5	-
取締役 (監査等委員)	丸山 聡	1977年 6月27日生	2007年 4月 株式会社ネットエイジグループ(現ユナイテッド株式会社) 入社 2013年 1月 ベンチャーユナイテッド株式会社 取締役 2018年12月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年 3月 ビクスタ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年12月 StarshotPartners合同会社 代表社員(現任) 2022年 4月 株式会社SKIYAKI 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年 5月 松竹株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) StarshotPartners合同会社 代表社員	(注) 4	700
取締役 (監査等委員)	片山 龍太郎	1957年 4月 5日生	1994年 6月 マルマンゴルフ株式会社 代表取締役 1995年11月 株式会社マルマン 代表取締役 2003年 7月 株式会社産業再生機構 執行役員マネージングディレクター 2004年 6月 カネボウ株式会社 取締役 株式会社カネボウ化粧品 取締役 富士油業株式会社 監査役 2006年10月 ジュリアーニ・パートナーズ 在日代表 2007年 9月 株式会社グッドウィル・グループ 取締役 2009年 5月 株式会社レナウン 取締役 2010年 9月 株式会社ウィズ・パートナーズ エグゼクティブアドバイザー 2012年 5月 株式会社クリスティーズジャパン 代表取締役 2016年 5月 株式会社ウィズ・パートナーズ 顧問(現任) 2016年 6月 株式会社アドバンスト・メディア 取締役 2016年 8月 株式会社ケイライブ 代表取締役(現任) 2016年11月 俺の株式会社 取締役 2019年 3月 スタートバーン株式会社 社外取締役(現任) 2019年 9月 株式会社APIグローバルアドバイザー 取締役(現任) 2019年12月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズ・パートナーズ 顧問 株式会社ケイライブ 代表取締役 スタートバーン株式会社 社外取締役	(注) 5	-
計					700

(注) 1. 当社は監査等委員会設置会社であります。
 2. 取締役 飯野智氏、松村淳氏、松尾隆氏、江尻隆氏、丸山聡氏、片山龍太郎氏は社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2023年12月22日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2022年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月22日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は、本報告書提出日現在において、社外取締役6名を選任しており、うち、3名は監査等委員である取締役であります。社外取締役の重要な兼職の状況および社外取締役が所有する当社の株式の数は「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。なお、当社は社外取締役について、独立性の基準を一義的には定めておりませんが、当社を取り巻く市況や事業環境、同業他社の動向、当社事業の進捗状況及び組織の状況、その他総合的事情を勘案し、最適と思われる人材を選任しております。

ア．飯野智 社外取締役

飯野氏は、IT・ヘルスケア領域を中心として、これまで多数のテクノロジーベンチャーを開発・育成してきた経験を有しております。これらの知見を活かし、当社の事業開発やアライアンス開発等において十分な役割を果たすことができるものと判断したため選任しております。

イ．松村淳 社外取締役

松村氏は、投資事業を通じて多くの企業経営に携わり、その豊富な経験を活かし、当社の事業方針の決定等に十分な役割を果たすことができるものと判断したため選任しております。

ウ．松尾隆 社外取締役

松尾氏は、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見に加えて、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。これらの知見を活かし、客観的・専門的な観点で当社の業務遂行を監督いただくとともに、当社の事業における価値の向上にも寄与するような助言を頂戴することにより当社取締役会の機能強化に十分な役割を果たすことができるものと判断したため選任しております。

エ．江尻隆 社外取締役

江尻氏は、法律専門家として、金融市場及び上場企業におけるコンプライアンス・ガバナンスに関する有数の経験と実績を有しております。これらの知見を活かし、社外取締役として経営全般の監視をお願いするとともに、当社の内部管理体制等に反映することでコンプライアンス・ガバナンス強化に寄与していただくため選任しております。

オ．丸山聡 社外取締役

丸山氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。当該知見及び経験を活かし、監査等委員である取締役として経営全般の監視をお願いするとともに、取締役会における有効な助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため選任しております。

また、同取締役は一般株主と利益相反が生じる立場にないため、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

カ．片山龍太郎 社外取締役

片山氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの知見を活かし、社外取締役として経営全般の監視をお願いするとともに、取締役会における有効な助言を頂戴することによりコンプライアンス・ガバナンス強化に寄与していただくため選任しております。

社外取締役飯野智氏、松村淳氏、江尻隆氏、片山龍太郎氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2023年9月30日時点においてウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合が保有する当社の株式数は1,275,200株、保有する当社の転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は523,600株、新株予約権の潜在株式数は1,722,700株であります。2023年9月30日時点においてTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の株式数は416,900株、保有する当社の転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は673,200株、新株予約権の潜在株式数は1,951,100株であります。なお、当社と社外取締役個人との間において、特筆すべき利害関係はございません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、「(3) 監査の状況 監査等委員会監査の状況、 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(社外取締役3名)で構成され、1名の常勤監査等委員を選任しております。監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石川 円	10回	10回
江尻 隆	13回	13回
丸山 聡	13回	13回
片山 龍太郎	13回	13回

(注) 石川円氏は、2022年12月23日開催の第30回定時株主総会において選任された監査等委員である取締役であるため、就任後の出席回数を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討事項としては、監査等委員ではない取締役の職務執行状況の妥当性、適法性、開示書類に関する適正性、会計監査人による会計監査の相当性等であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な社内会議に出席し、代表取締役及び事業責任者等へのヒアリング、文書閲覧等を通じて幅広く情報収集を行い、取締役の職務執行について適宜意見を述べるとともに、内部監査室及び会計監査人とのコミュニケーションにより、監査に必要な情報を共有することができる体制としております。

なお、監査等委員である社外取締役江尻隆氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、監査、報告の独立性を確保した上で、室長1名（経営管理部を兼務）及び担当者1名（経営管理部を兼務）の計2名により構成された内部監査室が行っております。内部監査室では、当社グループに対するリスクを把握し、重要性・緊急性を勘案の上で策定した内部監査計画に基づき、適宜内部監査を実施しております。内部監査結果については、監査等委員会及び代表取締役並びに関係部署に報告し、監査対象部署の業務管理体制等について広範に質疑応答を行い、監査に係る情報の提供を実施しております。

会計監査の状況

ア．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

イ．継続監査期間

7年間

ウ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 岩崎 剛、堤 康

エ．監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他11名であります。

オ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性、監査経験、監査規模等の職務遂行能力、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断しております。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案に上程する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

カ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、監査チームの独立性、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、総合的に評価しております。その結果、太陽有限責任監査法人を適任と判断しております。

監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	18,360	-	16,800	-

イ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ア．を除く）

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ウ．その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

エ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定につきましては、前年の監査証明業務の実績工数、品質管理システムの状況及び事業環境の変化が財務諸表に及ぼす影響等を総合的に勘案する事を方針としております。また、実際の決定にあたっては、会社法第399条に基づき、監査等委員会の同意を得た上で適切にこれを実施しております。

オ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次の通り決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役や監査等委員の意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等>

ア．基本方針

取締役の個人別の報酬の額又はその算定方法の決定に際しては、各取締役の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針とし、固定金銭報酬のみで構成する。具体的には、株主総会で年額の報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定する。

イ．取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本方針の通り、取締役会での協議を経て、代表取締役社長において各取締役に対する報酬支給額を決定した後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。

ウ．取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が、各取締役の報酬の具体的な額について、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案した上で決定することについて委任を受けるものとする。受任者による権限が適切に行使されるため、取締役会の決議に先立ち、社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た後に、取締役会で審議のうえ、代表取締役社長に一任する。業務執行取締役における個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見を参考のうえ決定する。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を総合的に勘案しつつ、各担当事業の評価を行うのに適していると判断したためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の金額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	16,800	16,800	-	-	1
監査等委員 (社外取締役を除く。)	4,500	4,500	-	-	1
社外役員	3,300	3,300	-	-	1

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年12月20日開催の第26回定時株主総会において、定款で定める取締役の員数の上限7名の総員に対して年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の第26回定時株主総会において、定款で定める取締役の員数の上限5名の総員に対して年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会決議に基づき、決議時の代表取締役社長である松川裕史に一任し、同氏が各取締役の報酬の具体的な額を、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案した上で決定いたしました。なお、受任者である代表取締役社長による権限が適切に行使されるため、取締役会の決議に先立ち、社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ております。また、業務執行取締役における個人別の報酬額の決定に際しては、社外取締役の意見を参考のうえ決定しております。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 上場株式を保有していないため、省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	1	200
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

該当事項はありません。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会への参加を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,240,097	906,037
売掛金	1 198,450	1 188,009
商品及び製品	-	34,852
貯蔵品	3,882	21
前払費用	15,933	15,101
未収入金	7,049	8,636
その他	10,613	29,585
流動資産合計	1,476,025	1,182,243
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	12,280	10,436
工具、器具及び備品(純額)	1,486	665
有形固定資産合計	2 13,766	2 11,101
無形固定資産		
ソフトウェア	1,001	163
ソフトウェア仮勘定	-	99,640
その他	80	80
無形固定資産合計	1,082	99,884
投資その他の資産		
投資有価証券	158,260	152,705
長期貸付金	46,850	41,450
敷金及び保証金	20,657	85,805
貸倒引当金	156,130	150,730
投資その他の資産合計	69,638	129,231
固定資産合計	84,487	240,216
資産合計	1,560,513	1,422,460

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	175,144	162,181
未払金	8,264	24,440
未払費用	16,640	19,622
未払法人税等	7,255	475
前受金	9,782	2,881
預り金	1,307	2,126
賞与引当金	16,340	-
その他	11,710	-
流動負債合計	246,446	211,726
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	378,936	356,646
固定負債合計	378,936	356,646
負債合計	625,383	568,373
純資産の部		
株主資本		
資本金	217,178	61,145
資本剰余金		
資本準備金	559,996	571,141
その他資本剰余金	248,151	314,699
資本剰余金合計	808,147	885,841
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	100,629	102,421
利益剰余金合計	100,629	102,421
自己株式	25	25
株主資本合計	924,670	844,539
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,485	2,561
評価・換算差額等合計	4,485	2,561
新株予約権	5,973	6,985
純資産合計	935,130	854,087
負債純資産合計	1,560,513	1,422,460

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 2,671,554	1 2,144,815
売上原価	2,353,389	1,923,245
売上総利益	318,164	221,570
販売費及び一般管理費	2 304,968	2 320,444
営業利益又は営業損失()	13,196	98,874
営業外収益		
受取利息	1,112	677
受取手数料	600	600
投資事業組合運用益	2,400	-
暗号資産評価益	-	2,946
その他	626	513
営業外収益合計	4,739	4,737
営業外費用		
投資事業組合運用損	-	3,631
暗号資産評価損	5,259	-
新株発行費	1,999	2,803
その他	403	48
営業外費用合計	7,661	6,484
経常利益又は経常損失()	10,274	100,621
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,150	5,400
特別利益合計	3,150	5,400
特別損失		
貸倒引当金繰入額	109,280	-
権利金償却	-	6,250
特別損失合計	109,280	6,250
税引前当期純損失()	95,855	101,471
法人税、住民税及び事業税	4,773	950
法人税等合計	4,773	950
当期純損失()	100,629	102,421

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
制作原価		2,257,927	95.9	1,844,975	95.9
労務費		76,412	3.2	65,131	3.4
経費		19,049	0.8	13,138	0.7
当期総費用		2,353,389	100.0	1,923,245	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		2,353,389		1,923,245	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
当期売上原価		2,353,389		1,923,245	

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	492,818	392,818	-	392,818	396	195,063	194,667	25	690,944	
当期変動額										
減資	442,818	-	442,818	442,818					-	
欠損填補			194,667	194,667	396	195,063	194,667		-	
当期純損失()						100,629	100,629		100,629	
転換社債型新株予約権 付社債の転換	167,178	167,178		167,178					334,356	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	275,640	167,178	248,151	415,329	396	94,433	94,037	-	233,726	
当期末残高	217,178	559,996	248,151	808,147	-	100,629	100,629	25	924,670	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,547	4,547	5,473	691,870
当期変動額				
減資				-
欠損填補				-
当期純損失()				100,629
転換社債型新株予約権 付社債の転換				334,356
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,033	9,033	500	9,533
当期変動額合計	9,033	9,033	500	243,259
当期末残高	4,485	4,485	5,973	935,130

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	217,178	559,996	248,151	808,147	-	100,629	100,629	25	924,670	
当期変動額										
減資	167,178	-	167,178	167,178					-	
欠損填補			100,629	100,629	-	100,629	100,629		-	
当期純損失()						102,421	102,421		102,421	
転換社債型新株予約権 付社債の転換	11,145	11,145		11,145					22,290	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	156,032	11,145	66,548	77,693	-	1,792	1,792	-	80,131	
当期末残高	61,145	571,141	314,699	885,841	-	102,421	102,421	25	844,539	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,485	4,485	5,973	935,130
当期変動額				
減資				-
欠損填補				-
当期純損失()				102,421
転換社債型新株予約権 付社債の転換				22,290
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,923	1,923	1,012	911
当期変動額合計	1,923	1,923	1,012	81,042
当期末残高	2,561	2,561	6,985	854,087

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	95,855	101,471
減価償却費	4,198	7,253
賞与引当金の増減額(は減少)	2,237	16,340
受取利息及び受取配当金	1,112	677
貸倒引当金戻入額	3,150	5,400
貸倒引当金繰入額	109,280	-
暗号資産評価損益(は益)	5,259	2,946
売上債権の増減額(は増加)	128,022	10,441
棚卸資産の増減額(は増加)	1,022	30,991
暗号資産の増減額(は増加)	8,785	8
仕入債務の増減額(は減少)	70,656	12,962
未払金の増減額(は減少)	2,840	12,261
未収消費税等の増減額(は増加)	-	16,044
その他	10,515	22,324
小計	101,388	179,209
利息及び配当金の受取額	1,112	677
法人税等の支払額	8,964	475
法人税等の還付による収入	-	6,144
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,535	172,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	-	102,461
長期貸付金の回収による収入	3,150	5,400
出資金の分配による収入	4,311	-
敷金保証金の差入による支出	594	65,147
敷金保証金の返還による収入	594	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,461	162,208
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	500	1,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	500	1,012
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	101,496	334,059
現金及び現金同等物の期首残高	1,138,600	1,240,097
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,240,097	1 906,037

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数については下記のとおりであります。

建 物：8年～18年

工具、器具及び備品：4年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、当社の利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

広告事業

広告事業では、インターネット広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売するアドネットワークサービス「ADroute」及び他社サービスを用いた広告運用等の代行サービス「トレーディングデスク」を提供しており、広告主との契約に基づいた広告運用、クリエイティブ制作（バナーや動画広告など）やデータ運用を行う履行義務を負っております。

履行義務は、主に広告が広告媒体に表示、もしくは配信された広告がクリックされた時点、制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

なお、財又はサービスの提供における当社の役割が代理人としての機能を果たす取引においては、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね4ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

トレーディングカード事業

トレーディングカード事業では、商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売は、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	109,280千円	109,280千円
長期貸付金	46,850千円	41,450千円
ソフトウェア仮勘定	- 千円	99,640千円
貸倒引当金	156,130千円	150,730千円
貸倒引当金戻入額	3,150千円	5,400千円
貸倒引当金繰入額	109,280千円	- 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(投資有価証券及び長期貸付金)

投資有価証券のうち債権としての性質を有するコンパチブルノート及び長期貸付金については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、投資先の財政状態及び経営成績など個別に回収可能性を勘案して、貸倒引当金を計上することとしております。当事業年度において、貸付先からの入金額5,400千円を貸倒引当金戻入額として計上しております。

なお、翌事業年度以降に投資先から債権及び貸付金が返済された場合は、翌事業年度以降の財務諸表において貸倒引当金戻入額が計上されます。

(ソフトウェア仮勘定)

ソフトウェア仮勘定については、将来の収益計画の見積りに基づいて資産性を検討し、計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況などによって影響を受ける可能性があります。その場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては注記してはおりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、当社の業績への影響は軽微であると考え、財務諸表作成時ににおいて入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを実施しております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

(貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は次の通りであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
売掛金	198,450千円	188,009千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	39,501千円	42,166千円

(損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.3%、当事業年度1.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.7%、当事業年度98.8%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	15,656千円	24,600千円
給料手当	117,904	137,625
減価償却費	2,559	1,891
賞与引当金繰入額	22,202	1,180
地代家賃	34,321	30,502

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	9,449,500	1,122,000	-	10,571,500
合計	9,449,500	1,122,000	-	10,571,500
自己株式				
普通株式	33	-	-	33
合計	33	-	-	33

(注) 普通株式の株式数の増加は、転換社債型新株予約権付社債の転換による増加1,122,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第15回新株予約権	-	-	-	-	-	1,800
第23回新株予約権	普通株式	3,673,800	-	-	3,673,800	3,673
第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	2,393,600	-	1,122,000	1,271,600	(注) 1
第24回新株予約権	-	-	-	-	-	-
第25回新株予約権	-	-	-	-	-	500
合計		6,067,400	-	1,122,000	4,945,400	5,973

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については一括法によっております。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使された場合における株式数を記載しております。

3. 目的となる株式の数の減少理由は下記のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による減少

4. 第24回及び第25回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	10,571,500	74,800	-	10,646,300
合計	10,571,500	74,800	-	10,646,300
自己株式				
普通株式	33	-	-	33
合計	33	-	-	33

(注) 普通株式の株式数の増加は、転換社債型新株予約権付社債の転換による増加74,800株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第15回新株予約権	-	-				1,800
第23回新株予約権	普通株式	3,673,800	-	-	3,673,800	3,673
第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	1,271,600	-	74,800	1,196,800	(注) 1
第25回新株予約権	-	-	-	-	-	500
第26回新株予約権	-	-	-	-	-	624
第27回新株予約権	-	-	-	-	-	388
合計		4,945,400	-	74,800	4,870,600	6,985

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については一括法によっております。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使された場合における株式数を記載しております。

3. 目的となる株式の数の減少理由は下記のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による減少

4. 第25回、第26回、第27回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	1,240,097千円	906,037千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,240,097	906,037

- 2 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	167,178千円	11,145千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	167,178	11,145
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	334,356	22,290

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、資金計画に基づき銀行等金融機関からの借入や新株の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金を調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先毎に期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券のその他有価証券及び長期貸付金は、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手元流動性を維持すること等により、流動性リスクの管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	109,280		
貸倒引当金(2)	109,280		
	-	-	-
長期貸付金	46,850		
貸倒引当金(2)	46,850		
	-	-	-
資産計	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債	378,936	368,180	10,755
負債計	378,936	368,180	10,755

- (1) 「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (3) 投資事業組合出資金(貸借対照表計上額48,980千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(2023年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	109,280		
貸倒引当金(2)	109,280		
	-	-	-
長期貸付金	41,450		
貸倒引当金(2)	41,450		
	-	-	-
資産計	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債	356,646	346,523	10,123
負債計	356,646	346,523	10,123

- (1) 「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略していません。
- (2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (3) 投資事業組合出資金(貸借対照表計上額43,425千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24 - 16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注) 1 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	5,400	41,450	-	-
合計	5,400	41,450	-	-

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	9,735	31,375	-	-
合計	9,735	31,375	-	-

(注) 2. 転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付 社債	-	-	-	378,936	-	-
合計	-	-	-	378,936	-	-

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付 社債	-	-	356,646	-	-	-
合計	-	-	356,646	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	-	368,180	-	368,180
負債計	-	368,180	-	368,180

当事業年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	-	346,523	-	346,523
負債計	-	346,523	-	346,523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債は、元金の合計額を償還期限までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第15回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)	普通株式300,000株
付与日	2016年5月23日
権利確定条件	<p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所におけるアクセルマーク株式会社(以下「アクセルマーク」という。)普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)アクセルマークの開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b)アクセルマークが法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c)アクセルマークが上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d)その他、アクセルマークが新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、アクセルマークまたはアクセルマーク関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記 に該当する場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年12月31日から 2026年5月22日まで

	第24回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 30名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)	普通株式85,400株
付与日	2022年6月16日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期(以下、「判定期間」という。)において、アクセルマーク株式会社(以下「アクセルマーク」という。)の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。</p> <p>(a) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合 権利行使可能割合 50%</p> <p>(b) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合 権利行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更やアクセルマークの業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、アクセルマークの損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、アクセルマークは合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、アクセルマークまたはアクセルマーク関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年1月1日から 2028年12月22日まで

	第25回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)	普通株式100,000株
付与日	2022年6月16日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期(以下、「判定期間」という。)において、アクセルマーク株式会社(以下「アクセルマーク」という。)の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。</p> <p>(a) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合 権利行使可能割合 50%</p> <p>(b) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合 権利行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更やアクセルマークの業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、アクセルマークの損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、アクセルマークは合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、アクセルマークまたはアクセルマーク関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年1月1日から 2028年12月22日まで

	第26回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役員 1名 当社の従業員 4名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)	普通株式325,000株
付与日	2023年9月21日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2024年9月期から2028年9月期(以下、「判定期間」という。)において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。)に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。)に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合 権利行使可能割合 50%</p> <p>(b) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合 権利行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年1月1日から 2029年3月31日まで

	第27回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)	普通株式200,000株
付与日	2023年9月21日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2024年9月期から2028年9月期(以下、「判定期間」という。)において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。)に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。)に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合 権利行使可能割合 50%</p> <p>(b) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合 権利行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社外協力者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年1月1日から 2029年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年9月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第15回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	-	85,400	100,000	-	-
付与	-	-	-	325,000	200,000
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	85,400	100,000	325,000	200,000
権利確定後(株)					
前事業年度末	300,000	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	300,000	-	-	-	-

単価情報

	第15回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,175	1	366	240	240
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	600	378	500	105	105

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第26回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第26回新株予約権
株価変動性(注) 1	57.69%
予想残存期間(注) 2	3.4年
予想配当(注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.13%

(注) 1. 2020年4月27日から2023年9月21日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されたものと推定して見積もっております。

3. 過去の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応した国債の利回りであります。

(2) 第27回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第27回新株予約権
株価変動性(注) 1	57.69%
予想残存期間(注) 2	3.4年
予想配当(注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.13%

(注) 1. 2020年4月27日から2023年9月21日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されたものと推定して見積もっております。

3. 過去の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応した国債の利回りであります。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	1,098,249千円	1,121,847千円
貸倒引当金	47,807	46,153
賞与引当金	5,003	-
投資有価証券評価損	16,841	12,248
未払事業税及び事業所税	2,076	-
その他	8,236	12,792
繰延税金資産小計	1,178,214	1,193,040
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,098,249	1,121,847
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	79,964	71,193
評価性引当額小計	1,178,214	1,193,040
繰延税金資産合計	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	18,294	9,587	100,592	105,243	180,513	684,018	1,098,249
評価性引当額	18,294	9,587	100,592	105,243	180,513	684,018	1,098,249
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	9,587	100,592	105,243	180,513	283,538	442,372	1,121,847
評価性引当額	9,587	100,592	105,243	180,513	283,538	442,372	1,121,847
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2021年10月1日至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	広告事業	その他	計
一時点で移転される財又はサービス	2,653,681	8,709	2,662,390
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,813	4,350	9,163
顧客との契約から生じる収益	2,658,495	13,059	2,671,554
外部顧客への売上高	2,658,495	13,059	2,671,554

当事業年度(自 2022年10月1日至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	広告事業	その他	計
一時点で移転される財又はサービス	2,084,623	58,482	2,143,105
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	1,710	1,710
顧客との契約から生じる収益	2,084,623	60,192	2,144,815
外部顧客への売上高	2,084,623	60,192	2,144,815

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

前事業年度(自 2021年10月1日至 2022年9月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	326,473
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	198,450

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年10月1日至 2023年9月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	198,450
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	188,009

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業領域別にセグメント構成し、「広告事業」、「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの事業の概要は以下のとおりであります。

事業区分	事業の概要
広告事業	・インターネット広告の企画・制作・運営等 ・システム等の受託開発、運用保守等
その他事業	・ブロックチェーンゲームの配信等 ・IoTソリューションの企画・開発・販売・運用等 ・トレーディングカードの販売等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、概ね市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額	財務諸表計上額
	広告事業	その他	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,658,495	13,059	2,671,554	2,671,554	-	2,671,554
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,658,495	13,059	2,671,554	2,671,554	-	2,671,554
セグメント利益又は損失()	142,150	15,140	127,009	127,009	113,813	13,196
その他の項目						
減価償却費	537	-	537	537	3,661	4,198

(注) 1. 当社は、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 113,813千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額	財務諸表 計上額
	広告事業	その他	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,084,623	60,192	2,144,815	2,144,815	-	2,144,815
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,084,623	60,192	2,144,815	2,144,815	-	2,144,815
セグメント利益又は損失 ()	32,883	41,404	8,520	8,520	90,353	98,874
その他の項目						
減価償却費	447	-	447	447	3,056	3,503

(注) 1. 当社は、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 90,353千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
I B Gメディア株式会社	512,834	広告事業
合同会社DMM . c o m	405,470	広告事業
株式会社グローバルネット	325,727	広告事業

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
I B Gメディア株式会社	328,132	広告事業
株式会社グローバルネット	316,441	広告事業
株式会社インサイト	292,932	広告事業
C T W株式会社	236,263	広告事業
株式会社フロンテッジ	220,014	広告事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	ウィズ AI IoT エボ リューション ファンド 投資事業有 限責任組合	東京都港区	5,700,000	投資業	(被所有) 直接12.73%	出資	新株予約権 付社債の転 換	178,323	転換社債型 新株予約権 付社債	156,032

(注) 1. 新株予約権付社債の転換は、2021年4月28日に発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換であります。

2. 当社取締役 松村淳氏、飯野智氏が取締役を務め、江尻隆氏が監査役を務め、当社取締役 尾下順治氏、片山龍太郎氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	ウィズ AI IoT エボ リューション ファンド 投資事業有 限責任組合	東京都港区	5,700,000	投資業	(被所有) 直接11.98%	出資	新株予約権 付社債の転 換	-	転換社債型 新株予約権 付社債	156,032

(注) 1. 新株予約権付社債の転換は、2021年4月28日に発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換であります。

2. 当社取締役 松村淳氏、飯野智氏が取締役を務め、江尻隆氏が監査役を務め、当社取締役 尾下順治氏、片山龍太郎氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	87.89円	79.57円
1株当たり当期純損失()	10.24円	9.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	100,629	102,421
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	100,629	102,421
普通株式の期中平均株式数(株)	9,824,902	10,633,971
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(株式の取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2023年12月15日開催の取締役会において、Ascella Biosystems, Inc. (本社：米国カリフォルニア州 CEO：Deepak Boggavarapu、以下「Ascella社」といいます。)との間で、投資に関する契約(以下「本契約」といいます。)を締結し、当社の主要株主であるウィズAIoTエボリューション ファンド投資事業有限責任組合およびTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(本店所在地：東京都港区、代表取締役社長：松村淳、以下「ウィズ・パートナーズ社」といいます。)と共にAscella社の経営権を取得し、ヘルスケア事業に本格的に参入することを決議いたしました

1. 株式取得の目的

2021年4月22日付で公表した「米・医療機器会社Ascella Biosystems, Inc.への出資および業務提携に関するお知らせ」のとおり、当社は再び利益率の高い事業に参入するため、IoTヘルスケア製品を導入し、Ascella社が開発中の「Ascella Real Time System」について、日本国内での使用、輸入、製造、販売、及び販売委託に関するサブライセンス付きの独占権を得ることを目的としたビジネス展開などを推進してまいりました。今後は、医療機器製造販売業許可取得も視野に入れ、「Ascella Real Time System」に関する独占権を活用したさまざまな製品やサービスの展開など、利益率の高いヘルスケア事業に本格的に参入していくことを決意しております。

2. 株式取得する会社の概要

名称	Ascella Biosystems, Inc.
事業内容	医療診断機器の開発
資本金等	1千米ドル
設立年月日	2020年6月

3. 株式取得日

2023年12月(予定)

4. 取得価額及び取得後の持分比率

- (1) 取得価額 : 1,000,000米ドル
- (2) 取得後の持分比率 : 12.72%

(出資済みのコンバーチブルノートのA-1優先株式への転換及び普通株式を目的とする新株予約権の引受)

2023年12月15日開催の取締役会におけるAscella社との本契約により、出資済みのコンバーチブルノートのA-1優先株式への切替に伴う債券転換契約及び新株予約権に関する契約を同時に締結する予定です。

1. 目的

Ascella社では、「Ascella Real Time System」の早期実用化を目指し開発を進めており、当社は、当社主要株主であるウィズ・パートナーズ社と共に、生命医科学の専門家監修のもと、技術評価を本格的に行い技術の再現性を確認し、ビジネスを十分に構築できると考察してまいりました。

その結果を踏まえ、当社では事業の将来性や、当社における戦略上の重要性に鑑み、市場獲得するためには、デバイスの完成化も含め、あらゆる面でのスピードが重要であると判断し、Ascella社の株式を取得した時点で当社が27.24%、ウィズ・パートナーズ社が28.38%、両者合計55.62%の持分割合とし、当社とウィズ・パートナーズ社との合併事業として、共同でAscella社の経営支配権を確保し、Ascella社の経営意思決定の迅速化を図ると同時に「Ascella Real Time System」の開発、製造に注力し、まずは国内においてビジネスを構築していくことを決定しており、本契約を実行すべきであるとの判断をしております。

2. 債権転換及び新株予約権引受後の持分比率

取得後の持分比率 : 27.24%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,935	-	-	33,935	23,499	1,844	10,436
工具、器具及び備品	19,332	-	-	19,332	18,667	820	665
有形固定資産計	53,268	-	-	53,268	42,166	2,664	11,101
無形固定資産							
ソフトウェア	4,641	-	-	4,641	4,478	838	163
ソフトウェア仮勘定	-	99,640	-	99,640	-	-	99,640
その他	80	10,000	10,000	80	-	3,750	80
無形固定資産計	4,722	109,640	10,000	104,362	4,478	4,588	99,884

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保転換社債型新株 予約権付社債(注)1	2021年 4月28日	378,936	356,646	無利息	無担保社債	2025年 12月26日
合計	-	378,936	356,646	-	-	-

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
アクセルマーク(株) 普通株式	無償	298	1,092,229	735,583	100	自 2021年 4月28日 至 2025年 12月25日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
-	-	356,646	-	-	-

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	156,130	-	-	5,400	150,730
賞与引当金	16,340	-	16,340	-	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	107
預金	
普通預金	905,930
計	906,037
合計	906,037

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
C T W株式会社	61,755
株式会社グローバルネット	36,956
I B Gメディア株式会社	22,642
株式会社アドレア	20,920
株式会社フロンテッジ	15,587
その他	30,146
合計	188,009

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
198,450	2,359,296	2,369,738	188,009	92.6	29.9

商品

区分	金額(千円)
トレーディングカード	34,852
計	34,852

貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙	21
計	21

投資有価証券

区分	金額(千円)
コンバーチブルノート	109,280
その他	43,425
計	152,705

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
敷金	20,557
保証金	65,247
計	85,805

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ゲームエイト	24,294
株式会社アイモバイル	21,110
株式会社ヒナプロジェクト	15,058
Google Japan G.K.	12,845
その他	88,872
計	162,181

転換社債型新株予約権付社債

区分	金額(千円)
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	356,646
合計	356,646

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(千円)	601,624	1,119,933	1,621,350	2,144,815
税引前四半期(当期)純損失()	(千円)	451	22,790	46,532	101,471
四半期(当期)純損失()	(千円)	689	23,265	47,244	102,421
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	0.07	2.19	4.44	9.63

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()	(円)	0.07	2.12	2.25	5.18

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	- - - - -
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.axelmark.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第30期)(自2021年10月1日 至2022年9月30日)2022年12月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年12月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第31期第1四半期)(自2022年10月1日 至2022年12月31日)2023年2月9日関東財務局長に提出。

(第31期第2四半期)(自2023年1月1日 至2023年3月31日)2023年5月11日関東財務局長に提出。

(第31期第3四半期)(自2023年4月1日 至2023年6月30日)2023年8月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年12月26日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年12月22日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2023年12月15日開催の取締役会において、Ascella Biosystems, Inc.との間で、投資に関する契約を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェア仮勘定の資産性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、広告事業として、Web広告の配信効果を高めるツールDemand-Side Platform（DSP サービス）の自社利用のソフトウェアを開発している。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、当事業年度末において、貸借対照表にソフトウェア仮勘定を99,640千円計上しており、これは総資産の7.0%を占めている。</p> <p>会社は、当該ソフトウェアの開発に係る人件費を集計するとともに、当該開発に掛かった直接作業時間をもとにその他の経費を配賦することで、ソフトウェア仮勘定に計上すべき金額を算定している。</p> <p>また会社は、ソフトウェアの開発計画において、将来の収益の獲得の可能性について検討し、資産計上の要否を判定している。</p> <p>さらに会社は、ソフトウェアの開発段階の各フェーズにおいて、社内での検収を行い、資産計上すべき制作費の範囲を判断している。</p> <p>ソフトウェア仮勘定については、資産計上の要件を満たしていない制作費が資産計上された場合、資産及び利益が過大に計上される可能性がある。また、将来の収益獲得が確実か否かの判定は、経営者の判断が介在している。</p> <p>以上より、当監査法人は、ソフトウェア仮勘定の資産性を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ソフトウェア仮勘定の資産性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア仮勘定の計上金額の集計に関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。これには、資産計上されるソフトウェア仮勘定の集計範囲及び原価計算の正確性を担保する内部統制の評価を含んでいる。 ・担当者への質問により、開発によるWeb広告の配信への効果やこれを踏まえた将来の事業計画の策定方法を理解し、事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を検討した。 ・ソフトウェア開発の進捗状況について、重大な計画遅延やトラブルなどの事業計画に影響を及ぼす事象が認められないか否かを確かめるため、開発担当者に質問した。 ・ソフトウェア開発の各フェーズ終了時の社内検収に係る資料を閲覧し、会社が資産計上すべきと判断した制作費の範囲の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。